

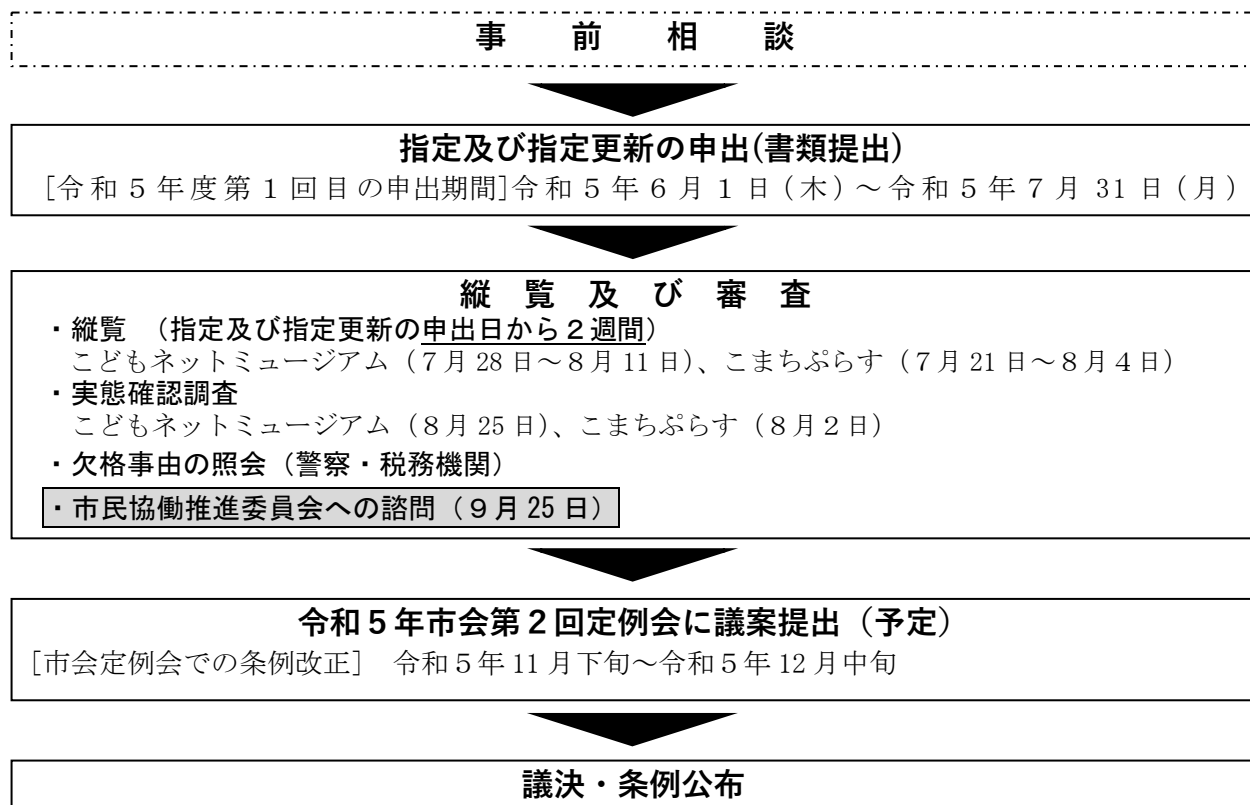
## 特定非営利活動法人の条例指定について

令和5年度第1回目の申出期間中に次の法人から指定及び指定更新の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

### 1 申出状況

- (1) 申出期間（令和5年度第1回目）  
令和5年6月1日（木）～令和5年7月31日（月）
- (2) 申出法人
  - ア 特定非営利活動法人こどもネットミュージアム（指定）
  - イ 特定非営利活動法人こまちぷらす（指定更新）
- (3) 指定の基準の適合についての資料
  - 申出法人の概要 【資料2-2】
  - 申出法人の指定基準適合表 【資料2-3】
  - 申出法人の公益要件（指定基準2）の適合について 【資料2-4】

### 2 申出から指定及び指定更新までの流れ



### 3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

**【関係法令】**

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 4 条第 2 項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

## 指定申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	
代表者の氏名	理事長 鈴木 晶	
主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8	
設立年月日	平成23年1月27日	
定款に記載されている目的	この法人は、子どもたちや一般市民に対して、子どもたちにとって安全な情報化社会を構築するための調査研究及び未来の情報化社会をテーマにしたコンテスト開催を行うことで、子どもたちに安心・安全な情報化社会の実現と子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。	
活動分野	(1) 情報化社会の発展を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動	
事業の概要	(1) 子どもたちにとって安全な情報化社会を構築するための調査研究事業 (2) コンテスト事業 (3) 前各号に関する普及啓発	
活動地域	横浜市全域	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<b>【収支の概要】</b> (令和3年度) 収入合計 5,678,609円 支出合計 5,421,894円 収支差額 256,715円 (令和4年度) 収入合計 5,650,344円 支出合計 5,390,393円 収支差額 259,951円 (令和5年度(予算)) 収入合計 5,365,000円 支出合計 5,365,000円 収支差額 0円	<b>【資産、負債等の概要】</b> (令和4年度末) 資産合計 6,356,617円 負債合計 5,092,973円 正味財産合計 1,155,929円

## 指定更新申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人こまちぷらす	
代表者の氏名	理事長 森 祐美子	
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区戸塚町 145 番地の 6	
設立年月日	平成 18 年 9 月 21 日	
定款に記載されている目的	この法人は、子育てに関わるすべての人に対して、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、社会とのつながりを見出し子育てに対する喜びを発見、共有し合える場を地域社会と連携し創出することで、孤立しない子育て環境の形成に寄与することを目的とする。	
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくりの推進を図る活動</li> <li>2 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>3 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>4 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ol>	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て情報の提供</li> <li>2 子育てをしている人、子ども、地域の人が思いを言語化し、つながりをサポートする場づくり</li> <li>3 社会から孤立しがちな当事者・支援する人の学びあい事業</li> <li>4 社会とつながりたい人が社会で活躍できる場・貢献の場を見出すためのチャレンジ事業</li> <li>5 地域の多様な主体が互いに連携・協働し、コミュニティの活性化を推進するためのコーディネート事業</li> <li>6 孤立しない社会をつくるためのまちづくり・啓発・提言事業</li> <li>7 その他第3条の目的を達するために必要な事業</li> </ol>	
活動地域	戸塚区を中心として市内全域	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<b>【収支の概要】</b> (令和3年度) 収入合計 38,309,017 円 支出合計 37,844,836 円 収支差額 464,181 円 (令和4年度) 収入合計 46,899,413 円 支出合計 48,792,272 円 収支差額 -1,892,858 円※ ※次期繰越正味財産額は 9,432,328 円 (令和5年度(予算)) 収入合計 58,525,808 円 支出合計 58,367,297 円 収支差額 158,511 円	<b>【資産、負債等の概要】</b> (令和4年度末) 資産合計 14,802,862 円 負債合計 5,370,534 円 正味財産合計 9,432,328 円

申出法人の指定基準適合表（指定基準2（公益要件）については、【資料5-4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	特定非営利活動法人 こまちぶらす (指定更新)
			判定	
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合	適合
指定基準2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料5-4】参照	適合	適合
指定基準3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■年間役員名簿 ■役員就任状況一覧	適合	適合
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■定款 ■総会議事録	適合	適合
(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合	
指定基準4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合
		■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	適合
指定基準5	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること			
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—			
指定基準6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合	適合
指定基準7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合	適合
指定基準8	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合	
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない			
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人				
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合	
備考1	縦覧期間（申出日～2週間）中の市民からの法人に対する意見		無し	無し
備考2	実態確認調査日		令和5年8月25日	令和5年8月2日

申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

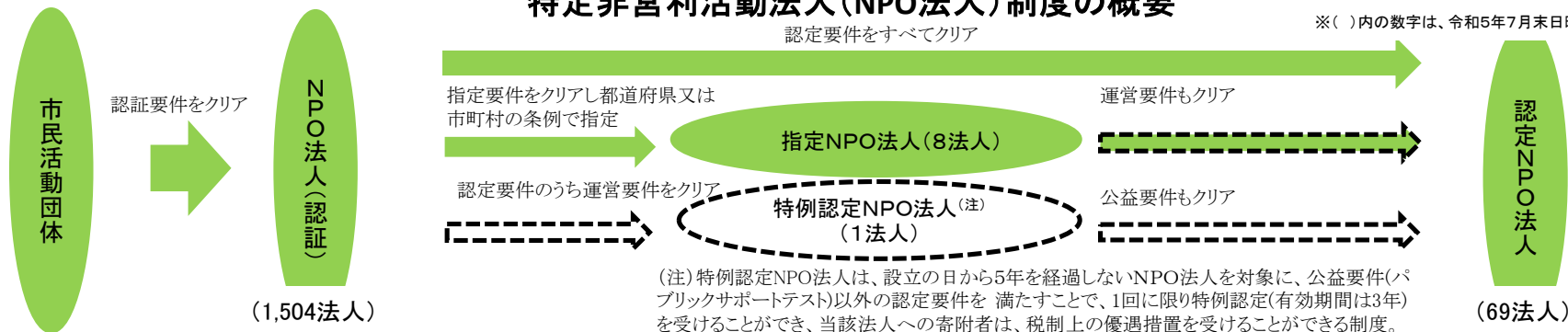
要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	特定非営利活動法人 こまちぶらす
法人による説明内容（申請書のとおり）			
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である			
※ 次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断			
(ア) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■過去の事業報告書等</li> <li>■委託契約書</li> <li>■協働契約書</li> <li>■後援名義使用承諾書</li> <li>■パンフレット、広報誌</li> <li>■法人ホームページ</li> </ul>	<p>「子どもたちに喜びと自信を届ける」を理念に、“神奈川県在住・在学の小学生を対象とした絵画コンクール「かながわ夢絵コンテスト」を開催している。</p> <p>今年第28回を迎える当コンテストでは、初回からの応募総数が11万点（正式な数=119,603点 ※2022年度終了時）を超え、今年12万点を超える見込みがある。</p> <p>“ぼくたち、わたしたちの未来の世界”をテーマに未来の世界（夢絵）を描くことは、子どもたちが様々な分野に興味関心を持つきっかけとなり、想像力や表現力を育むという面でも、子どもたちの健全な育成に大きく寄与している。</p> <p>さらに、当コンテストの特徴として子どもたちと社会を繋げる仕組みがある。（エ・オに詳細を記載）</p> <p>当コンテストは神奈川県を中心とした企業からの賞がある。</p> <p>子どもたちが描く作品は、将来の横浜の姿や、世界の問題を解決するアイデアなどが描かれ、地域の企業は「夢」や「アイデア」を応援する意を込めて賞を贈っている。</p> <p>この取り組みは、横浜教育ビジョン2030にある「学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。」にある「子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出していきます。」の施策に対し、地域の企業が子どもたちをあたたかく受け止め、応援する機会をコンテストが生み出していることにより合致している。</p> <p>また、コンテストを通して障がい者の雇用を拡大している実績から、横浜市基本構想の「年齢や性別、障害の有無や国籍などにとらわれずに、個性や能力に応じた多様な職業や働き方を選択できるまちを目指しましょう。」の施策に障がい者が「働く」ことを選択できる機会を生み出していることにより合致している。</p> <p>また、その様な取り組みから、継続的に横浜市教育委員会事務局 小中学校企画課より後援を受けている。</p>	<p>令和5年度戸塚区運営方針には「誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり」として「切れ目なく力強い子育て支援」の実現が掲げられている。当法人は戸塚区の依頼により子育て支援拠点、民生委員・児童委員、保育園、幼稚園等で構成される「子育て連絡会」へ出席し、施策の合意形成に関わりながら、参加者と情報共有することで、区の子育て支援の充実に貢献、活動を行っている。</p> <p>他にも、横浜市子ども・子育て支援事業計画（第1期及び第2期）の計画推進のための基本的な視点のうち、特に家庭の子育て力を高めるための支援、様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～を意識した事業を行っている。</p> <p>中でも施策分野としては、①生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実（基本施策5）や地域における子育て支援の充実（基本施策6）につながる事業として次のような事業を行っており、こどもの年齢に関わらず切れ目のない支援につなげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市子ども青少年局の後援を受けながら地域の様々な人の参画を得ながら実施しているウェルカムベビープロジェクト。</li> <li>・産院と連携した産前産後講座、産後直後の方向けのおしゃべり会、産後家庭とまちとつなげるためのタウンサポーター事業。</li> </ul> <p>・学齢期においては不登校・ひきこもりの親が話せる場や障害・ダブルケアについて話せる場の開催。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進（基本施策9）につながることは、企業の育休復帰前後社員や管理職向けの研修を実施し、子育て世帯が働きやすくなるよう事業を展開している。</p> <p>その他にも、市民局における協働による地域づくりの推進、安心して暮らせるまちという政策においては、市民局より依頼を受けて夢ファンド助成団体の意見交換の場におけるファシリテーターを務め、様々な市内NPO居場所運営をしている個人に対する講座の実施や伴走をしてきた。</p> <p>コロナ禍では、LINEやZOOM講座を市内各地の地域ケアプラザ、子育て支援拠点、親子のつどいの広場、自治会、地域運営協議会等に向けて実施し、コロナ禍でも市民活動が止まらないように活動をした。政策局における男女共同推進の事業においては男女共同参画フォーラム横浜や横浜FCと連携し動画を制作するなど実施した。</p>
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■過去の事業報告書等</li> <li>■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制</li> <li>■総会・理事会の議事録</li> <li>■帳簿類</li> </ul>	<p>毎年、事業計画・資金計画をたて、行政や当団体を支援する企業（団体）に公開している。</p> <p>また、継続的に支援する企業や、新しく活動に賛同し支援する企業が増加（新規企業 前年度比：+5社）していることから、今後も継続的な活動が見込まれる。</p>	<p>カフェ2拠点と2022年にお菓子工房をリフォームし本格化した製菓事業等の事業収入、企業や自治体へのコンサルティングや研修からの収入の他、「まち全体で赤ちゃんの誕生をお祝いし、子育てを応援できる社会になること」を目指しているウェルカムベビープロジェクトでの企業からの協賛金、個人や法人からの寄付、適宜助成金を活用する等、多様な収入源を確保し活動に計画性をもって有効に活用することで、活動の安定を図っている。</p> <p>また、地域にはこまちぶらすの登録制のボランティアで理念への共感をもとに、さまざまな業務のパートナーとして</p> <p>(4)カフェ2拠点と2022年にお菓子工房をリフォームし本格化した製菓事業等の事業収入、企業や自治体へのコンサルティングや研修からの収入の他、「まち全体で赤ちゃんの誕生をお祝いし、子育てを応援できる社会になること」を目指しているウェルカムベビープロジェクトでの企業からの協賛金、個人や法人からの寄付、適宜助成金を活用する等、多様な収入源を確保し活動に計画性をもって有効に活用することで、活動の安定を図っている。</p> <p>また、地域にはこまちぶらすの登録制のボランティアで理念への共感をもとに、さまざまな業務のパートナーとして一緒に活動をお手伝いくださる「こまちパートナー」の方々があり、それぞれの活動可能な範囲や頻度に関わっていただいている。</p>
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パンフレット、広報誌</li> </ul>	<p>当団体の公式サイトにてコンテストの情報を公開しており、対象の条件を満たしていれば、誰でも応募することが出来るため受益の機会が開かれている。</p> <p>また、展覧会を公的な会場で開催することで、子どもたちの夢溢れる作品を一般の方に公開している。</p>	<p>事業内容や制度の利用方法等をHPやパンフレット、SNS等を通じて広く情報発信することで受益の機会が一般に開かれている。</p>
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動資料</li> </ul>	<p>当団体の自主事業である「かながわ夢絵コンテスト」に賛同し、支援する神奈川県を中心とした企業や団体が81社（団体）いる。</p> <p>それらの企業が授与をする「企業サポーター賞」を設置し、子ども達が受賞することで地元企業に関心を持つ機会を作り、社会との繋がりを生み出している。</p> <p>また、受賞した子ども達の喜びや自信が支援する企業に届くことで、継続的な支援に繋がっている。</p>	<p>親子が集い地域とつながれる場として2つの居場所を自主財源（売り上げ、寄付、協賛等）によって運営している。法人の立ち上げ当初より自主財源による運営を心がけており、事業費が収入の約7割を占めている。寄付の機会を広く設けることで、受益者だけでなく、社会全体にも金銭的な負担を分担してもらう仕組みを整えながら、今後も自主的・自発的な活動を行う。</p>
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活動資料</li> <li>■パンフレット、広報誌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障がい者の雇用拡大</li> </ul> <p>障がい者の雇用を拡大するため、戸塚区にある障がい者雇用施設と共に運営している。</p> <p>コンテストの運営では封入作業からPCを使用しての入力作業などがあるため、さまざまな作業内容の働く機会を作っている。</p> <p>また、応募作品が集まれば集まるほど、働く機会が増えることから、作品の応募で子ども達が社会と繋がる仕組みがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ワークショップの開催</li> </ul> <p>設立当初より産業能率大学北川ゼミ協力のもと、小学生に向けてプログラミングワークショップを開催している。</p> <p>自分の描いた絵をプログラミングで動く絵にすることで、アナログとデジタルを融合したワークショップを行い、デジタル教育にも寄与している。</p>	<p>他団体からのカフェ見学や視察・インターンを受け入れ、学生からのヒアリング・インターン等も積極的に受け入れている。カフェ型の居場所を作りたいと考えている方に活用していただけるよう、帳票類のオープンソース化や講座の展開、出張こまちカフェ等も実施している。</p>

イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
<p>(7) 行政等から支持を受けている実績</p>	<p>■委託契約書 ■協働契約書 ■後援名義使用承諾書 ■帳簿類</p>	<p><b>神奈川県からの表彰</b> ① 第16回かながわ子ども子育て支援大賞「草の根賞」 ② 令和4年度ボランティア活動奨励賞</p> <p><b>横浜市等からの後援</b> 横浜市教育委員会（その他神奈川県及び神奈川県全域の市町村教育委員会）</p> <p><b>【期間等】</b> <b>表彰の日</b> ① 2023年1月12日 ② 2023年3月23日 <b>後援の期間</b> 2011年～現在まで</p>
<p>(2) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績</p>		<p><b>① 横浜市からの後援事業</b> 横浜市子ども青少年局からの後援を受けながらウェルカムベビープロジェクトの本部及び戸塚支部の運営。戸塚区及び鶴見区で生まれた赤ちゃんの家庭へ出産祝いを贈り、その過程でまちの人たちの子育てへの理解促進をするプロジェクトを実施してきた。</p> <p><b>② 戸塚区子育て支援事業への参画</b> 戸塚区の2つの地域にある子育て連絡会（地域子育て支援拠点、民生委員・児童委員、保育園等で構成）に参画し、ともに議論や情報交換をしてきた。また、子育て応援事業に位置付けられている子育て支援団体や民間企業と連携し親子の交流と子育てを楽しむ環境づくりを進める「とことこフェスタ」において、こまちぶらすのボランティアの方々（こまちパートナー）が一部担当するイベントを実施。共助の輪を広げ、子育て中の方が地域活動に参画するきっかけをつくってきた。</p> <p><b>③ 市民活動支援事業</b> コロナ禍では横浜市内5つの地域ケアプラザ、自治会、地域運営協議会、子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等へICT支援、LINE講座、ZOOM講座等を実施。コロナ禍でも子育て支援や市民活動が止まらないように支援をした。</p> <p><b>④ 横浜市政策局からの委託事業</b> 政策局男女共同参画推進課による男女共同参画理解促進のための事業において、男女共同参画センターや横浜FCと連携し動画を作成し広く周知した。</p> <p><b>⑤ 横浜市政策局からの講師依頼事業</b> 政策局男女共同参画推進課によるグッドバランス賞受賞企業に向けたセミナーにおいて講師をつとめワークショップの設計及び実施をした。</p> <p><b>【期間等】</b> ① 平成30年4月1日～現在 ② 平成30年4月1日～現在（但し、こまちパートナーの参画イベントは平成31年4月1日～令和2年3月31日） ③ 令和2年4月1日～現在 ④ 令和3年5月25日～令和3年8月10日 ⑤ 令和4年4月1日～令和5年3月31日</p>
		<p><b>① 『こまちカフェ』チラシサポート</b> 毎月地域向けに1,000部程度発行しているチラシは、サポート企業や地域の方々に支えられ発行している。</p> <p><b>② ウェルカムベビープロジェクトへの協賛</b> 会員数90店舗を超える地元商店会や企業等の協賛を得ながら、ウェルカムベビープロジェクトの出産祝いをつくり届けてきた。2017年3月より飲料用自販機でおむつも購入できる「ウェルカムベビープロジェクトおむつ自動販売機」を全国に設置。（全国92か所）</p> <p><b>③ 日本財団による助成</b> カフェ的な居場所の立ち上げ及び継続のために講座・インターンをつくり、調査を実施、官民で支えるための仕組みづくりについて検討会を開催。市内の団体の居場所立ち上げの伴走支援も実施。 カフェ的な場から育てるノウハウ体系化の研究実践プロジェクトを実施。</p> <p><b>【期間等】</b> ① 平成30年4月1日～現在 ② 平成30年4月1日～現在 ③ 令和3年4月1日～令和5年3月31日</p>



# 特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※( )内の数字は、令和5年7月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) <b>公益要件</b> (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) <b>運営要件</b> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) <b>公益要件</b> (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 <b>相対値基準</b> 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 <b>絶対値基準</b> 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) <b>運営要件</b> 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市の議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	<b>法人格の取得</b>  ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) <b>税制上の優遇措置</b> (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <b>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</b>	<b>税制上の優遇措置</b> (1) <b>個人が寄附をした場合(税額控除の場合)</b> 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) <b>法人が寄附をした場合</b> 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) <b>相続人が寄附をした場合</b> 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) <b>当該NPO法人</b> みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法



## 条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・令4条例23・令4条例42・令4条例17・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間		
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで	①指定更新に伴い削除	
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで		
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで		
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで		
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで		
特定非営利活動法人 たんぽぽ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで		
特定非営利活動法人 ユースポート横浜	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで		
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで		
特定非営利活動法人 <u>こどもネットミュージアム</u>	<u>神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8</u>	<u>令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで</u>		②追加
特定非営利活動法人 <u>こまちぷらす</u>	<u>戸塚区戸塚町145番地の6</u>	<u>令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで</u>		③指定更新に伴い追加

- ①指定の更新の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を削除します。
- ②条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。
- ③条例別表の最後に、今回指定の更新の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地及び新しい期間を追加します。